



本館に提出された文書は、本館の所蔵品として取り扱われ、その複製は、本館の許可を得なければならぬ。

簡務第六〇三號 依命通牒 昭和十四年十二月廿三日

監理課長  
經理課長

量任現 又方 菅野 有 長  
長

定期昇給期日ニ關スル件

簡務第六七六號 (三三二一九) 關聯

判任官及月給雇傭人(簡務第一九四八號通牒ニヨル組管雇員ヲ含ム)ノ十二月ニ於ケル定期昇給ハ爾今二十一日附發令ノヲトニ改定相成候條  
了知相成度

113

裏面白紙

裏面白紙

本書は昭和十四年十二月二十二日  
閣議決定されたものである

總秘第二六二號 依命通牒 昭和十四年十二月二十二日

總務局庶務課長

簡易保險局長殿

十二月定期昇給發令日附ノ件

右ニ關シ厚生大臣官房秘書課長ヨリ當省高等官以下ノ者ノ十二  
月ニ於ケル昇給日附ハ養ニ二十七日ト決定相成居候處今期ヨリ  
二十一日附ヲ以テ發令ノコトニ改定相成候旨通知有之候就テハ  
當院ニ於ケル判任官以下ノ者ニ對シテモ同日附ヲ以テ發令ノコ  
トニ決定致候條及通知候  
追而辭令ノ交付ヲ要スル判任官以下ノ者ノ辭令ハ今期ニ限り  
二十六日ニ交付相成度

製 稿 (號四第第壹)



本署一課より別紙文書ニハ各本  
署ノ定款各課及月日記載ヲ要ス

簡秘第六七六號 依命通牒 昭和十<sup>三</sup>年十二月十九日

監理課長

監理、經理、地方、業務各課長  
宛  
各支局長

定期昇給期日ニ關スル件

判任官及月給雇傭人ノ十二月ニ於ケル定期昇給ハ二十七日附テ  
以テ之ヲ行フコトニ決定相成候條了知相成度

郵 局 (號四四第壹)

裏面白紙

17

本書ハ昭和五ノ年度ニ於テハ  
一ノ部ニ於テハ  
一ノ部ニ於テハ

健康相談所囑託醫員ニ對シテハ二十七日附昇給ノ事ニ別途伺  
濟ノ上各支局長宛通牒濟トス

施  
設  
係

製 詞 (號四第第)

218

裏  
面  
白  
紙